

課税事業者届出書の廃止について(令和5年4月から)

五條市発注の工事、業務委託及び物品、役務の提供等業務の契約締結時に、落札者等から「課税(免税)事業者届出書」を提出いただいておりますが、事務負担の軽減のため令和5年4月の契約締結分から「課税事業者届出書」の提出は不要といたします。

ただし、免税事業者は「免税事業者届出書」の提出が必要となります。契約締結時に提出漏れがないようご注意ください。

記

	令和5年3月までに契約	令和5年4月からの契約
課税事業者	課税事業者届出書が必要	課税事業者届出書が 不要
免税事業者	免税事業者届出書が必要	免税事業者届出書が必要

※「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として契約手続きを行いますので、免税事業者においては契約締結時に免税事業者届出書の提出漏れがないようご注意ください。